

長野県条例第5号

長野県国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。次条において「法」という。）第38条第8項の規定により、長野県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 法第38条第4項第5号から第8号までに掲げる者をもって充てる委員の定数は、40人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会に、県の区域に係る国民の保護のための措置に関する事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2中「 | 男女共同参画推進指導委員 | 」を

「 | 防災会議の委員及び専門委員 |
| 国民保護協議会の委員 | に、
| 男女共同参画推進指導委員 | 」

「 | 固定資産評価審議会の委員 | を
| 防災会議の委員及び専門委員 | 」

「 | 固定資産評価審議会の委員 | 」に改める。